平成２４年（フ）第７６１号
北九州市小倉北区今町１丁目４番１―401号
破産者　立石　槇子
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７６６号
北九州市小倉南区葛原３丁目23番13号
破産者　赤星　　健
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７７９号
北九州市門司区白野江２丁目15番３―101号
破産者　大原　和枝
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７８４号
北九州市八幡西区青山２丁目７番14―103号
破産者　太田　未央
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７８６号
北九州市八幡西区東筑２丁目１番７号　101号
破産者　大庭　　禅
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８１０号
北九州市八幡東区白川町11番11号
破産者　酒見　昭博
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３４号
熊本県球磨郡錦町大字西55番地６、前住所熊本県球磨郡多良木町大字多良木902番地４
破産者　上田　崇文（旧姓久保田）
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２４年（フ）第３５号
熊本県人吉市瓦屋町2271番地与内山団地１―１―１
破産者　成田やすよ
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２４年（フ）第３７号
熊本県球磨郡錦町大字西276番地13、前住所熊本県人吉市上青井町180番地23
破産者　西村　郁美（旧姓塚本）
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２４年（フ）第３９号
愛知県尾張旭市東印場町３丁目８番地15ソシア・コシミズＢ―102、前住所熊本県球磨郡球磨村大字渡乙49番地
破産者　平根　君代
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２４年（フ）第３４号
熊本県天草市深海町4362番地２
破産者　川本　正志
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所天草支部

小規模個人再生による再生計画認可

平成２４年（再イ）第５０８号
東京都北区上十条４－１―21―202
再生債務者　望月千恵子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年11月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月５日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再イ）第６０７号
東京都豊島区西池袋５―26―８―201
再生債務者　ナシムウスサレヒンこと　モハマドナシムウスサレヒン
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年12月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月５日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再イ）第５号
福岡県筑後市大字富久448番地・449番地合併
再生債務者　田中　徹也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月７日
福岡地方裁判所八女支部個人再生係

平成２４年（再イ）第５３号
埼玉県草加市新里町1422番地　ヴイ・シティ草加３―101号
再生債務者　仲野裕一郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月６日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２４年（再イ）第５９４号
神奈川県綾瀬市蓼川１―16―57
再生債務者　飯田　成一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月６日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再イ）第６０号
東京都東大和市清原２丁目１番地８―601号
再生債務者　殿岡　夏男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月７日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（再イ）第４６号
川崎市中原区上小田中２丁目７番25―702号
コスモステージ武蔵新城
再生債務者　浦島　達也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月５日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（再イ）第４７号
川崎市中原区上小田中２丁目７番25―702号
コスモステージ武蔵新城
再生債務者　浦島　道恵
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月５日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（再イ）第５５号
川崎市高津区久末1566番地１　ルックハイツ日吉２―120
再生債務者　阿部　幸子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月５日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（再イ）第６５１号
東京都練馬区東大泉７―21―23
再生債務者　河村　宏一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年２月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月５日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再イ）第２号
北海道岩内郡岩内町字栄237番地
再生債務者　赤塚こと　山本　恵子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年２月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月７日　札幌地方裁判所岩内支部